

令和
2年度

全国高P連

賠償責任補償制度のご案内

もし、うちの子が
事故の加害者になつたら

どうしよう!?



年間掛金
400円×生徒数

(*生徒数×9円の制度維持費を含みます。)

もしものときの
経済的負担を補償します。



■ 申込締切：令和2年3月13日(金)

■ 保険期間：**新規加入PTA** 令和2年4月1日(水)午前0時～令和3年4月1日(木)午後4時

更新PTA 令和2年4月1日(水)午後4時～令和3年4月1日(木)午後4時

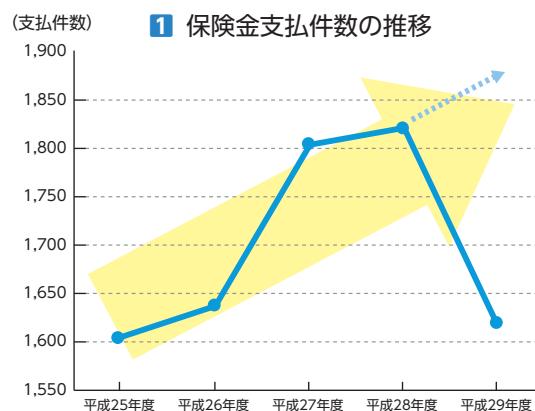
保険金支払い件数は年々増加！ 高額賠償請求も多発！

最も多いのは「ガラス」破損！

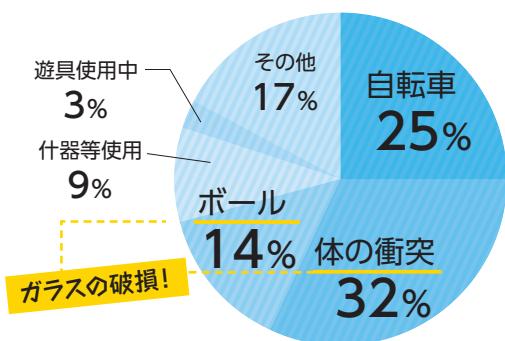
平成29年度の保険金支払い件数❶は1,620件で、年々増加しています。

中でも、発生原因❷の約半数を**体の衝突**や**ボール**が占めており、その多くはガラスの破損事故です。次いで**自転車**が原因の加害事故が多く発生しています。

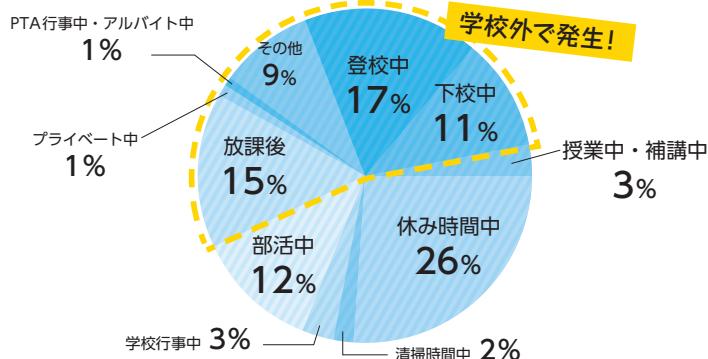
また、発生場所❸をみると登下校中や休日など**学校外での発生**が半数以上を占めています。



❷ 事故発生原因



❸ 事故発生場所



自転車事故による1千万円超の賠償請求も多発!!

- 高額支払事故のうち自転車が原因の加害事故が半数を占めています。
- 衝突による転倒での死亡・ケガ・後遺障害などは賠償請求も高額になり、**1千万円を超える事例**も多発しています。
- 「もしも」への備えとあわせて、自転車事故を減らす取り組みも課題となっています。

主な高額支払い事例

年度	支払額	事故内容
平成17年度	4,849万円	広場で打ち上げ花火をしている途中、携帯を見ている友人に向かって花火を発射、顔面に直撃し片目を失明させた。
平成18年度	3,629万円	自転車で坂道を下っていた際、第三者と衝突し転倒負傷させ、後遺障害を負わせた。
平成19年度	8,791万円	無灯火の自転車で歩道を走行中、後ろから人に追突し転倒させ、脳挫傷により要介護状態となり、死亡させた。
平成20年度	2,725万円	自転車で道路を横断しようとした際に、道路直進中の自転車と接触し、後遺障害を負わせた。
平成23年度	4,858万円	自転車で歩道を走行中、歩行者と衝突し、転倒させ、外傷を負わせた。
平成24年度	4,021万円	自転車で歩行者・自転車専用道路を走行中、歩行者と衝突し、脳挫傷を負わせ、死亡させた。
平成26年度	2,625万円	自転車で通学中、脇見運転で前方歩行中の相手に衝突し、脳挫傷、急性硬膜下血腫などを負わせ、入院後死亡させた。

連合会加盟校の
約55%が
加入済!!

全国高P連 賠償責任補償制度が 選ばれる理由!!^{ワケ}

Point
1

児童・生徒の賠償責任に特化！

24時間補償で安心！

- ✓ 学校内・学校外・プライベート中も補償！
- ✓ 24時間補償！
- ✓ 最高1億円補償

Point
2

PTA管理下の事故における

PTAに対する賠償責任も補償！

- ✓ 生徒だけでなくPTAが賠償責任を問われた場合も補償

Point
3

学校(PTA)単位での加入で安心&簡単！

- ✓ 掛け漏れなしで安心
- ✓ 事務手続きも一括でOK

ホームページでは、

賠償責任補償制度について

詳しくご紹介しております。

全国高P連

検索

<http://www.zenkouren.org/index.html>



補償内容と掛金

児童・生徒 賠償責任

「もしも」のときの経済的負担を補償します。

**生徒に過失があり、他人の物を壊したり、
他人をケガさせたりしたときの保険です。**

Q どんなときに補償されるの？

例えば、以下のような事例があります。

- 生徒が休み時間にふざけてガラスを割った。
- 生徒が自転車に乗っていて、誤ってお年寄りにぶつかりケガをさせた。
- 生徒が買い物中に誤って店の商品を壊した。



登下校中や休日などに起きた事故まで**24時間補償されます！**

Q 支払限度額は？

支払限度額（対人・対物合算）	1事故につき	1億円
免責金額（自己負担額）	1事故につき	5千円



！ご注意

児童・生徒賠償責任

賠償責任補償制度の補償範囲

■ 賠償責任補償制度が対応している範囲です。

事故発生場所	学校管理下外 (日常生活中)	学校管理下 (*) 1)
主な責任主体	児童・生徒	
補償の対象と範囲	「24時間」の補償	
事故の 原因	故意	× (支払対象外)
	過失・ 不可抗力	○ (支払対象)

けんかによる加害事故

→けんかによる加害事故については、本人の故意によるものとみなされることが多く、その場合は補償の対象となりません。

アルバイト中の事故

→会社や店で業務に従事中に発生した賠償責任は使用者である会社側が負うのが一般的ですが、生徒個人の過失が認められた部分については補償の対象となります。

(*) 1) 「学校管理下」…「登校から下校までの全ての時間（休み時間中・課外活動中も含みます。）」が学校管理下となります。

(*) 2) 「学校の管理責任」…日常的な指導状況や事故現場において適切な注意が払われていたかどうか等を総合的に勘案の上、責任の有無や責任の割合を判断致します。

年間掛金 400円×生徒数

(*生徒数×9円の制度維持費を含みます。)

PTA 賠償責任

より充実したPTA活動をサポートします。

PTA(団体)に過失があり、PTA活動中に、
他人の物を壊したり、他人をケガさせたり、
他人から借りた物を壊したりしたときの保険です。

Q どんなときに補償されるの？

例えば、以下のような事例があります。

- **対人・対物**：PTAの催しで会場設備の不備により来場者にケガをさせた。
高校敷地内でPTAの奉仕活動中、除草作業で石を跳ね学校のガラスを破損。
- **保管物**：PTA総会で使用するために借用した設備を誤って落として壊した。



PTA活動従事中であれば、教職員もPTA団体の構成員として補償の対象となります！

Q 支払限度額は？

支払限度額	対人・対物			保管物
	対人	1名につき	5千万円	
		1事故につき	5億円	
	対物	1事故につき	5千万円	
免責金額 (自己負担額)	対人・対物それぞれ 1事故につき		1千円	加害者1名につき 10万円
				保険期間中 500万円(*)
				1事故につき 5千円

(*) 加入生徒数が50名未満のPTAの場合、保険期間中の支払限度額は10万円×加入生徒数です。

！ご注意

- 「PTA」とは、保護者と教職員で構成される団体をいい、生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、生徒の校外における生活の指導、もしくは地域における教育環境の改善・充実をはかるため、PTA会員相互の学習、その他必要な活動を行うものをいいます。
- 「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において「PTA活動」を行っている間をいいます。ただしPTAの構成員であるPTA会員および生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含みません。
- 「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動または実践活動であって、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。

2 加入方法・締切日



本補償制度は、PTAごとにご加入いただき、在校生徒全員（但しPTA非会員を除く）^(*1)およびPTAを補償の対象とします。



各都道府県市高P連
ごとのスケジュールを
ご確認ください

確定した生徒数を報告

生徒数報告書（自動更新用）に
5月1日付^{*}の人数を記入して
提出してください。

※文部科学省の学校基本調査で報告した数字です。この数字がすべての掛金の算出基準となります。



まずは
PTAで加入を検討！

- ① PTAの議題に上程
- ② 総会など意思決定機関で決議
- ③ 新規加入依頼書を提出

申込締切日：令和2年3月13日(金)

確定した生徒数を報告

生徒数報告書に
5月1日付^{*}の人数を記入して
提出してください。

報告締切日：令和2年5月15日(金)

掛金払込締切日：令和2年6月30日(火)

保険期間：	新規加入PTA	令和2年4月1日(水)午前0時～令和3年4月1日(木)午後4時
	更新PTA	令和2年4月1日(水)午後4時～令和3年4月1日(木)午後4時

※新規加入（中途加入）は年度当初以外にも随時（月毎に）受け付けます。

※中途加入の場合の締切日については、「全国高P連賠償責任補償制度の手引き」をご参照下さい。

* 1 児童・生徒賠償責任においては、在校生徒全員（但しPTA非会員を除く）およびその法定監督義務者を被保険者（補償を受けることができる方）とします。

！ご注意

補償の対象とならない場合(主なもの)

児童・生徒賠償責任

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑤被保険者と同居する親族または被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対する賠償責任
- ⑦被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑧日本国外で生じた事故に起因する損害
- ⑨他人との特別の約定により加重された賠償責任 等

PTA賠償責任

[共通]

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④日本国外のPTA活動で生じた事故に起因する損害
- ⑤他人との特別の約定により加重された賠償責任
- ⑥PTA活動終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 等

[PTA活動の遂行に伴う賠償責任のみ]

- ⑦自動車、原動機付自転車または車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ⑧PTAの占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任
- ⑨PTAが所有、使用または管理する施設の修理、改築または取壊しなどの工事に起因する賠償責任

[保管物に係わる賠償責任のみ]

- ⑩被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任

ご加入にあたってのご注意

- 告知義務：加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 通知義務：ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は遅滞なく引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない

場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●共同保険契約に関するご説明：この保険契約は、裏表紙の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社の東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、各引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については一般社団法人全国高等学校PTA連合会にお問い合わせください。

●保険会社が破綻した場合等の取扱について：保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。詳細につきましては、引受保険会社までご照会ください。

（注）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

事故が起きた場合のご注意

1.ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

2.この保険は、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。

3.この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

もし事故が起こったら

保管用

事故が発生した際は、保護者・生徒または教職員等、いずれか適当な方が
すみやかに、下記フリーダイヤルへ下記事項をご連絡ください。

①～⑨までを確認のうえお電話ください。

東京海上日動安心110番

0120-119-110

(受付時間 365日・24時間)

ゼンコクコウピーレン

- ① 「全国高P連の制度」と必ずお申出ください。
- ② 学校名
- ③ 事故発生日時
- ④ 事故発生場所
- ⑤ 加害者の氏名
- ⑥ 被害者の住所氏名
- ⑦ 事故の原因
- ⑧ 被害の程度
- ⑨ その他の必要事項

各都道府県の東京海上日動損害サービスセンターが対応致します。

このチラシはPTA賠償責任保険の概要を説明したものです。保険の内容は「全国高P連賠償責任補償制度の手引き」および「手引き」に掲載している保険約款をご覧いただき、ご不明の点がありましたら下記までお尋ね下さい。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このチラシの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申しあげます。

●補償内容について・各都道府県市高P連のお問い合わせ窓口

(引受幹事保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社 TEL.03-3515-4133

担当課 公務第二部文教公務室

(共同引受保険会社)

AIG損害保険株式会社 TEL.03-6848-8480
三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03-3259-4061
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 TEL.03-3349-9588

●制度についてのお問い合わせ窓口

一般社団法人 全国高等学校PTA連合会
東京都千代田区神田佐久間町2-1 奥田ビル301
TEL.03-5835-5711